

令和 7 年

第 2 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和7年第2回教育委員会会議 議事録

- 1 期 日 令和7年3月13日 木曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後2時
- 4 閉 会 午後3時30分
- 5 出席者 教育長 安田 浩幸
委 員 吉村 昌之
奥 真由美
松塚 智宏
大塚 美穂子
高橋 重剛

6 説明のための出席者

教育次長	小林 栄幸	教育次長	藤澤 修
総務課長	高島 知行	義務教育課長	伊藤 悟
高校教育課長	久慈 隆正	特別支援教育課長	熊谷 司
文化財保護室長	五十嵐 一治		

7 会議に付した事項

- | | |
|--------|---|
| 報告第2号 | 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告 |
| 報告第3号 | 教職員の任免についての専決処分報告 |
| 議案第1号 | 第4期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について |
| 議案第2号 | 教育庁等職員の任免について |
| 議案第3号 | 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第4号 | 秋田県教育職員免許状再授与審査会規則案について |
| 議案第5号 | 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第6号 | 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について |
| 議案第7号 | 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第8号 | 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第9号 | 秋田県指定文化財の指定等について |
| 議案第10号 | 秋田県文化財保護審議会委員の任命について |

8 承認又は可決した事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 報告第2号 | 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告 |
| 報告第3号 | 教職員の任免についての専決処分報告 |
| 議案第1号 | 第4期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について |
| 議案第2号 | 教育庁等職員の任免について |
| 議案第3号 | 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について |
| 議案第4号 | 秋田県教育職員免許状再授与審査会規則案について |

議案第 5 号	秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について
議案第 6 号	教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について
議案第 7 号	秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第 8 号	秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第 9 号	秋田県指定文化財の指定等について
議案第 10 号	秋田県文化財保護審議会委員の任命について

9 報告事項

- (1) 秋田県教育委員会特定事業主行動計画について
- (2) 令和 6 年度秋田県学習状況調査結果の概要について
- (3) 令和 7 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (4) 令和 6 年度秋田県高等学校学習状況調査結果の概要について
- (5) 令和 8 年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和 7 年第 2 回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は 1 番吉村委員と 2 番奥委員にお願いいたします。

なお、1 番吉村委員にはオンラインで出席いただいております。

審議に入る前に、議事の進行についてですが、本日御審議いただく報告第 3 号、議案第 2 号は人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それではそのように進行いたします。

はじめに、報告第 2 号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第 2 号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について説明概要

- ・ 令和 7 年秋田県議会第 1 回定例会 2 月議会に追加提案する令和 6 年度補正予算について、事前に知事から意見の聴取があったが、教育委員会会議を開くいとまがなかったため教育長が専決処分し、原案どおり同意する旨を回答している。このことを報告し、承認を求めるものである。
- ・ 補正予算案は、2, 084 万円の減額であり、決算見込み及び地方債の補正によるものである。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、報告第 2 号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第2号を承認します。

次に、議案第1号「第4期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第1号「第4期あきたの教育振興に関する基本計画（案）について」説明概要

- ・人口減少・少子高齢化やグローバル化の加速、AI・IoTなどの技術革新の急速な進展等により、将来予測が困難な時代を迎えており、こうした時代の変化を的確に捉え、これまで積み重ねてきた教育実践とのベストミックスを図りながら、新たな時代に対応した学びの実現に取り組むため、本計画を策定するもの。
- ・計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間。
- ・目指す教育の姿として「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を継承し、最重点の教育課題として、「地域に根ざしたキャリア教育の充実」、「『問い』を発する子ども」の育成」の2つを設定する。
- ・目指す姿の実現に向け、6つの基本方針と横断的に取り組む4つの重点施策を設定する。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第1号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第1号を原案どおり可決します。

次に、議案第3号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第3号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・2月議会において秋田県条例が改正されたことに基づき、規則の一部を改正するもの。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第３号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第３号を原案どおり可決します。

次に、議案第４号「秋田県教育職員免許状再授与審査会規則案について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第４号「秋田県教育職員免許状再授与審査会規則案について」説明概要

- ・ 特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者）への再授与にあたり、意見を聴取する審査会を設置するために必要な事項を定めるための規則を制定するもの。
- ・ 主な内容は、委員の人数・構成の規定、会の招集に関する規定、参考人からの意見聴取を可能とする規定、利害関係を有する委員は参加を不可とする規定、会議を非公開とする規定、守秘義務の規定となっている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

他県で免許状を失効した方が秋田県で再授与申請をした場合、過去の経歴についてどの程度把握できるのでしょうか。

【義務教育課長】

国で作成しているデータベースというものがあり、特定免許状失効者の氏名、年齢、本籍などを調べられ、いつ、どのような要件で失効したかを把握することが可能です。また、他県教育委員会にも情報提供を求めることが可能ですので、そちらともあわせて把握することが可能となっております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第４号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第4号を原案どおり可決します。

次に、議案第5号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第5号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・秋田県教育職員免許状再授与審査会の設置に伴い、関連する規則を改正するもの。
- ・主な内容は、秋田県教育職員免許状再授与審査会を附属機関に加え、事務処理は義務教育課が行うこと。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第5号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第5号を原案どおり可決します。

次に、議案第6号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第6号「教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律による教育職員免許法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるため改正するもの。
- ・主な内容は、特別免許状における教員免許更新制に係る記載を削除すること。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第6号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第6号を原案どおり可決します。

次に、議案第7号「秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第7号「秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・地域の住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させるため、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要があるため改正するもの。
- ・主な内容は、秋田県立羽後高等学校に、新たに学校運営協議会を設置すること。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

学校運営協議会を設置することによってコミュニティ・スクールとなるのでしょうか。また、今回追加された羽後高等学校以外に学校運営協議会を設置している学校があれば教えてください。

【高校教育課長】

学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールとして扱っております。現在学校運営協議会が設置されている学校は高等学校では矢島高等学校、大曲工業高等学校、六郷高等学校、西仙北高等学校の4校であり、今回追加される羽後高等学校で5校目となります。また、特別支援学校ではゆり支援学校が設置しております。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第7号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、議案第8号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第8号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素

化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の条項が変更されたことから、改めようとするもの。

- ・今回のマイナンバー法の改正により、スマートフォンだけでマイナンバーと同様に本人確認が可能となる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

秋田県教育委員会に係る行政手続きにおいての使用ということでしたが、具体的な使用される場面が想像できないため、想定されるケースがあれば教えてください。

【高校教育課長】

例えば、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の手続きにおいて使用することが想定されます。

【松塚委員】

保護者の方がマイナンバーカード等の身分証明書を携行せずとも、スマートフォンがあれば本人確認が可能になるという点がメリットになりますね。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第8号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、議案第9号「秋田県指定文化財の指定等について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第9号「秋田県指定文化財の指定等について」説明概要

- ・2月4日に開催された第102回秋田県文化財保護審議会において、6件の文化財について秋田県指定文化財に指定することが適当であるとの答申があった。また、条例の規定により1件の秋田県指定文化財が解除となる。
- ・文化財の県指定及び指定解除については、秋田県文化財保護条例の規定により、教育委員会会議に諮る必要がある。
- ・指定日は、公報に告示する日となる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

方角石のある土地について、将来にわたって他の方に移管される土地ではないと思いますが、指定された後の保存はどうなるのでしょうか。

【文化財保護室長】

今回指定する4つの方角石について、それぞれの土地の所有者からの同意を得ておりますので、保存が万全にされるということで指定に至っております。

【奥委員】

方角石の写真を見ると持ち運べそうに思えるのですが、保存するにあたっての何か対策はされているのでしょうか。

【文化財保護室長】

実際に持ち運べる程度の大きさの方角石もございます。江戸時代後期に設置された当時から方角を合わせるために動かすこともあったと思いますので、動かないように固定するなどの処置は考えておりませんが、実際に管理をしている市町村教育委員会とどの形での保存がふさわしいか協議して参りたいと思います。

【安田教育長】

柵や囲いなどは設置されていますか。

【文化財保護室長】

現状設置されておらず、方角石へ近づき触ることができる状態になっております。実際に山の上に置かれていた方角石が開発や天変地異によって場所がずれる、あるいは元々あった場所から動かさざるを得なくなったものが資料館で保管されているケースもございます。今回は方角石が港を見渡せる山の上に設置されている状態で残っていることが貴重ということで、指定するものです。

【吉村委員】

今回鳥潟会館庭園が文部科学省によって名勝に指定され、県指定は解除されていますが、これまでも同じような事例はありましたか。

【文化財保護室長】

県指定だったものが同じ種別で国指定となり、県指定が解除される事例はございます。しかし、史跡として県指定されている文化財が名勝として国指定されることがあり、その場合県指定は解除されず、県と国の指定が併存することもございます。

【吉村委員】

指定が併存した場合、文化財の管理は国が行うことになるのでしょうか。

【文化財保護室長】

基本的には所有者が管理することになります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第9号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第9号を原案どおり可決します。

次に、議案第10号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第10号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明概要

- ・文化財保護審議会は、文化財の指定など文化財の保存と活用に関する重要事項について、諮問に応じて調査・審議し、答申する。委員は、秋田県文化財保護条例第45条第3項に基づいて教育委員会が任命する。
- ・現在、建造物・絵画・歴史・民俗・動植物等を専門に研究されている学識経験者で構成しているが、9月に再任された委員1名を除く11名の委員の任期が3月31日までとなっているため、その後任を任命するもの。今回は11名の再任についてお諮りする。
- ・今回承認していただくと、9期目或いは8期目となる長く指導いただいている委員もいるが、文化財保護審議会委員は、各分野の専門家であることはもちろん、それに加え、秋田県の文化財への深い見識と文化財全般についての広い知見が必要である。また、指定する文化財には、今後を見通して数年がかりで調査・研究を進めるものもあり、委員に継続的な指導をしていただくこともあることから、引き続き委員をお願いしたいと考えている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第10号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第10号を原案どおり可決します。

次に、報告事項「秋田県教育委員会特定事業主行動計画について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告事項（１）「秋田県教育委員会特定事業主行動計画について」説明概要

- ・令和７年度から令和１１年度までの５年間の計画を新たに策定するもの。
- ・新計画の主なポイントとして、現行計画の未達目標については達成に向けて取り組み、男性教職員の育児休業取得率や、職員の超過勤務に関する目標について新たに設定する。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

目標の一つとして、男性教職員の育児休業取得率を85%まで引き上げるとありますが、実際学校の現場では人員不足などの理由から、なかなか休みを取りづらい環境にあると思います。仮に休暇を取ったとして誰がフォローするのかと問題は次々出てくると思います。そこで退職された先生方が再任用という形で現場に残っていただけると、とても心強いですし、取得率も増えると考えられますので、個人的にはあまり強くは言えませんが、現場に残っていただけるように働きかけていただきたいと思います。

【総務課長】

令和元年度の男性教職員の育児休業取得率を見るとわずか3%であり、令和５年度になると32.4%まで引き上げられました。ここから取得率を85%まで引き上げるということで、学校全体のマネジメントとして業務分担等のフォロー体制をさらに整備し、定年を迎えられた先生方にも活躍していただきながらこの目標を達成していきたいと思います。

【安田教育長】

他になければ、次に、２つ目の「令和６年度秋田県学習状況調査結果の概要について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

報告事項（２）「令和６年度秋田県学習状況調査結果の概要について」概要説明

- ・県内の小学校４～６年生と、中学校１、２年生の児童生徒を対象に、教科と学習の意欲等に関して調査を行ったもの。
- ・教科の学習状況に関する調査の結果は、小学校では事前に設定した通過率を概ね達成した。中学校では、１年生は概ね良好であるものの、２年生では社会、英語が設定通過率を下回った結果となった。
- ・質問紙調査では、ほとんどの質問で肯定的な回答の割合が高い状況を維持している。特に生活全般については、過去２年間と比較すると肯定的な回答が着実に増加している。
- ・結果と考察は資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

教科に関する調査について、中学校２年生の社会と英語が設定通過率を下回った要因は何だと考えていますか。

【義務教育課長】

英語について、自分の考えについて読み手に伝わるようにまとまりのある英文を書くことや、与えられた用語を用いて会話が成り立つように正しく英文を書くことに関する問題の通過率が低いという結果が出ております。伝えたい内容や必要な表現を自ら考えて伝え合う言

語活動が行われている一方で、語彙や文法などの基礎的な英語力の定着が不十分だということが理由として考えられます。

社会について、地球儀の読み取りをする問題の設定通過率が低いという結果が出ております。地球儀上の南極点を真ん中にして捉えた時に、Xで示した点の地球儀の裏側を選ぶ問題が難しく、平均は低くなるであろうと予想しておりました。対策としては、実物を操作しながら地球全体の位置関係などを捉えていくことが必要になると考えております。

【松塚委員】

今社会の問題を拝見しました。これから何が起こるか分からない時代で、今まで通りの問題を出していいのかと個人的に思っており、地球儀の問題のように想像しづらい問題を考えることがとても大事だと感じました。確かに設定通過率は低くなっていますが、あくまで目安であって、そこまで気にする必要がないと思います。

また、質問紙調査の中で、普段の授業で友達と話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり広げたりすることについての回答が、高学年に上がるにつれ肯定的な回答が増えているということが素晴らしいと思いました。話し合いを通して自分の考えを深めたり広げたりできているという自覚があるということは、非常に価値が高いと思います。このような結果となっているのは、先生方の努力の賜物であると思います。

【安田教育長】

学年が上がるにつれて話し合いの肯定的な回答が増えることについて何かありますか。

【義務教育課長】

以前であれば全体での話し合い活動をメインで行っていましたが、近年は特にペアやグループで話し合うように設定することで、自分の意見を話しやすくする学習形態を作ること意識しております。

【吉村委員】

質問紙調査の読書についての部分で、年々肯定的な回答が減っていることが非常に残念に思います。読書は情報が溢れている現代においても想像力を育むために大事な行為だと思いますので、読書をする機会を是非増やしていただきたいです。

【義務教育課長】

今回の調査では、質問の中で理由まで回答させるように設けてはいないのですが、動画やゲームなどスクリーンタイムが増えているのが読書離れの原因だと推測されます。毎日読書の時間を設けている学校もありますが、学校によっては徐々にタブレット操作に慣れる時間に置き換わっている部分もあります。ただ、読書は大切な活動ですので、これからも大事にしていかなければならないものであると思っております。

【大塚委員】

私は他県から秋田県に来たのですが、同じようなお母さん方が口を揃えて「秋田県は宿題が多い」と言っているのをよく聞きます。学力状況調査が高かったからじゃないですか、と答えたりしていましたが、確かに私自身も宿題は多いと感じていました。宿題が多いから調査も良い結果となるものなののでしょうか。また、その結果が高校、大学進学まで続いているものなのか教えてください。

【義務教育課長】

小・中学校では宿題が多いというよりは、家庭学習に力を入れている学校が多いと思っております。プリントや指定した問題等をやるように指示するのではなく、自分で必要だと思うところを計画しながら勉強していく形を進めてきております。他県と比べると、もしかすれば多いかもしれませんが、私自身が教員として採用されてから現在までに多くなっているかと言

われると多い印象はあまりございません。

【安田教育長】

秋田県は塾が少ないとよく言われており、そこも含めて家庭で自主的に勉強させている部分もあるかと思われます。

【奥委員】

I C T活用の状況について、調べ学習や意見交換などで活用されていると思いますが、学校によってI C T機器の使用頻度や時間などに差はあるのでしょうか。

【義務教育課長】

先生によって得意不得意があり、学校や市町村においてもその差はあると思います。そこで県としては、I C T機器を活用した学びの在り方について研修を通じて伝聞し、県内の学校を指定して授業力向上の取組を発信するなどの展開をすることを考えております。

【安田教育長】

他になれば、次に、3つ目の「令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

- 報告事項(3)「令和7年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」概要説明
- ・令和7年2月28日時点での卒業者予定数、就職希望者数、就職内定者数等の状況は資料のとおり。
 - ・未内定者22名については、この後も各関係機関と連携して情報収集する等、生徒の就職支援に努めていく。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になれば、次に、4つ目の「令和6年度秋田県高等学校学習状況調査結果の概要について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

- 報告事項(4)「令和6年度秋田県高等学校学習状況調査結果の概要について」概要説明
- ・高校段階での学習状況を把握し、各学校における学習指導の改善と充実を図るため、10月中旬～下旬にかけて、県内の全ての公立、私立の高等学校を対象に実施している。
 - ・調査の分析結果については、資料のとおり。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

高校の学習状況調査はいつから行っていますか。

【高校教育課長】

平成28年から行っております。

【奥委員】

高校別に調査はしないのでしょうか。高校によって特性や特徴の違いの可視化につながると思います。

【高校教育課長】

1人1台端末で調査しておりますので、データとして整理することは可能ですが、現状県ではまとめておりません。

【藤澤次長】

学校それぞれではまとめて分析しております。

【高橋委員】

高校での勉強は、将来社会人になったとき役立つと思いますか、という質問が私はすごく大事だと思いました。個人的には先生方それぞれご自身の言葉でどう思っているかを生徒たちに話していただきたいと思っています。

【松塚委員】

私も高橋委員と同じで、高校での学びが社会人になったときどう役立つのかと考えたときに、高校生当時の自分は全く想像がつかない状況でした。キャリア教育として先生の話も然り、地域や企業の方々の話を聞いてようやく今学んでいることは必要なのだと気づくことができると思います。

【安田教育長】

他になれば、次に、5つ目の「令和8年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

報告事項（5）「令和8年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」概要説明

- ・視覚支援学校・聴覚支援学校幼稚部、特別支援学校高等部及び高等部専攻科の選考日及び合格発表日は資料のとおり。
- ・栗田支援学校高等部総合サービス科については、知的障害の生徒のための県内唯一の特別支援学校職業学科であるため、独自に選考日を設定することで、不合格者が知的障害特別支援学校高等部普通科を受験することができるようにしている。
- ・入学者選考に係る募集人員、その他必要事項については令和7年9月上旬に公告する予定である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、「6 その他」として何かございませんか。

報告第3号、議案第2号は人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、秋田県教育委員会会議規則第25条により秘密会といたします。傍聴の方は退室願います。

※秘密会のまま終了